

道路整備財源の確保等に関する重点提言

地方が真に必要とする道路整備を促進するため、国は、次の事項について積極的な措置を講じられたい。

1. 「道路整備事業に係る国の財政上の特別措置に関する法律」による嵩上げ措置を平成30年度以降も継続し、長期安定的に道路整備を進められるよう適切な措置を講じること。

2. 地方が真に必要とする道路整備を計画的に実施できるよう必要な財源を確保すること。

また、道路整備事業に係る社会資本整備総合交付金及び防災・安全交付金については、適切な財政措置を講じること。

3. ミッシングリンクの解消、新たな国土軸の形成及び大規模災害時における代替性確保等のため、高速自動車国道、一般国道及び地方道等について、地方の実情を十分勘案し、必要な財源を確保したうえで早期に整備すること。

4. 高速自動車国道等における暫定2車線区間については、早期に4車線化及び付加車線設置を推進すること。

5. 道路・橋梁等の老朽化対策については、維持修繕に関する省令・告示の規定に基づく事業等に対し、防災・安全交付金等に加え、地方財政措置による十分な支援を講じるとともに、技術的支援等により都市自治体の負担を軽減すること。

特に、点検等に係る費用については、幅広く地方財政措置を講じること。

6. 地域活性化に資する「道の駅」の整備・活用については、十分な財政措置を講じるとともに、関係機関との連携体制の整備など必要な支援策を講じること。